

県南広域振興局長告示第169号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定した。

平成20年10月31日

県南広域振興局長 勝 部 修

1（1） 名称 花巻市尻平川休猟区

（2） 区域 花巻市市内の主要地方道花巻衣川線と市道関上場幹線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻衣川線を南西に進み花巻市と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み尻平川山国有林岩手南部森林管理署1485林班と1486林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み尻平川山国有林岩手南部森林管理署1476林班と1477林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み寒沢山国有林岩手南部森林管理署501林班と尻平川山国有林岩手南部森林管理署1477林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み寒沢山国有林岩手南部森林管理署501林班と502林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み寒沢川林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み市道山根・柴林線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道関上場幹線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から花巻市尻平川特定猟具使用禁止区域を除いた区域

（3） 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

2（1） 名称 花巻市石鳥谷町大瀬川休猟区

（2） 区域 花巻市市内の東北自動車道と花巻市と紫波郡紫波町の境界との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南に進み市道大瀬川線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道葛丸線との交点に至り、同点から同市道を西に進み葛丸ダム堤体との交点に至り、同点から同堤体を北に進み葛丸ダム湖左岸との交点に至り、同点から同湖左岸を北に進みさらに西に進みさらに南に進みさらに西に進み葛丸川林道との交点に至り、同点から同林道を西に進み荒沢林道との交点に至り、同点から同林道を北西に進み花巻市と岩手郡雫石町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み花巻市と紫波郡紫波町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

3（1） 名称 遠野市前川原休猟区

（2） 区域 遠野市市内の国道283号と市道上組町青笹線との交点を起点とし、起点から国道283号を南東に進み市道関田赤川線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道平野原関口線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道切掛権現線との交点に至り、同点から同市道を西に進み一般県道遠野住田線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み市道東館浜峠線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道浜峠1号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道浜峠2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道鶯崎14号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道上組町青笹線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

4（1） 名称 遠野市丸森山休猟区

（2） 区域 遠野市市内の国道107号と市道見座峰線との交点を起点とし、起点から国道107号を南東に進み遠野市と気仙郡住田町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み遠野市と奥州市の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み一般県道小友米里線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進みさらに南東に進み市道香木線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道新更線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道見座峰線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

（3） 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

5（1） 名称 遠野市大開山休猟区

（2） 区域 遠野市市内の国道283号と旧釜石街道との交点を起点とし、起点から国道283号を南西に進みさらに北西に進み市道森の下宇南田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道大峰線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道赤岩東線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国有林岩手南部森林管理署遠野支署17林班と18林班の境界との交点に至

り、同点から同境界を北東に進み遠野市と釜石市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林岩手南部森林管理署遠野支署9林班い1、ろ1、ろ2、は1、に2の各小班と8林班と小班及び9林班に3小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み旧釜石街道との交点に至り、同点から同街道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

6(1) 名称 遠野市胴具足山休猟区

(2) 区域 遠野市地内の国道396号と一般県道土淵達曾部線との交点を起点とし、起点から国道396号を北西に進み遠野市と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み林道有宇内線との交点に至り、同点から同林道を南に進み一般県道土淵達曾部線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

7(1) 名称 北上市山口休猟区

(2) 区域 北上市地内の国道107号と市道岩沢瀬畑線との交点を起点とし、起点から国道107号を東に進み市道下村沼尻線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道沼尻線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道沼尻南線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道沼尻堅川目線との交点に至り、同点から同市道を東に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み市道山口改良3号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道山口小学校東線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道八木線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み林道鈴鴨線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み市道岩沢夏油温泉線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道岩沢瀬畑線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

8(1) 名称 西和賀町大石休猟区

(2) 区域 和賀郡西和賀町地内の町道本内大荒沢線と町道丸子峠線との交点を起点とし、起点から町道本内大荒沢線を東に進みJR北上線との交点に至り、同点から同線を東に進み湯田ダム右岸との交点に至り、同点から同ダム右岸を北東に進み湯田ダム堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を西に進み湯田ダム管理道路との交点に至り、同点から同ダム管理道路を北に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み和賀郡西和賀町と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み丸子峠に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北西に進み林道夏油湯田線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み町道丸子峠線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

9(1) 名称 西和賀町若畑休猟区

(2) 区域 和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と町道新山線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を北東に進み町道山伏線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み和賀郡西和賀町と岩手郡雫石町の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み花巻越山国有林岩手南部森林管理署89林班と82林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み町道小杉沢線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道新山線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

10(1) 名称 奥州市江刺伊手休猟区

(2) 区域 奥州市地内の国道397号と市道上伊手線との交点を起点とし、起点から国道397号を東に進み市道八幡町裏線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道397号との交点に至り、同点から同国道を東に進み主要地方道江刺室根線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み市道江刺住田線との交点に至り、同点から同市道を東に進み奥州市と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み県行造林作業道日向線との交点に至り、同点から同作業道を西に進み林道阿原山線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み林道第2阿原山線との交点に至り、同点から同林道を西に進み県行造林作業道阿原山線との交点に至り、同点から同作業道を西に進み市道小迎阿原田原峠線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道小中田芦沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道芦沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市

道上伊手線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から江刺市越路スキー場銃猟禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

11(1) 名称 奥州市江刺奈良原・山沢休猟区

(2) 区域 奥州市地内の国道456号と一般県道田原折居線との交点を起点とし、起点から国道456号を南東に進み奥州市と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有林1268林班と民有林29林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林1274林班と民有林29林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林1274林班と民有林27林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林1274林班と民有林26林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林1275林班と民有林26林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林1275林班と民有林25林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み一般県道田原折居線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

12(1) 名称 奥州市江刺原体・湯坪休猟区

(2) 区域 奥州市地内の国道397号と一般県道岩明岩谷堂線との交点を起点とし、起点から国道397号を南西に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を西に進み市道力石御免線との交点に至り、同点から同市道を西に進み人首川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北に進み市道根岸栄町線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み一般県道岩明岩谷堂線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から奥州市江刺区苗代沢銃猟禁止区域及び江刺市原体銃猟禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

13(1) 名称 奥州市衣川餅転休猟区

(2) 区域 奥州市地内の主要地方道栗駒衣川線と市道上立沢線との交点を起点とし、起点から主要地方道栗駒衣川線を西に進み奥州市と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに北西に進み国有林岩手南部森林管理署39林班と40林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み大原林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み広域基幹林道黒滝衣の滝線との交点に至り、同点から同広域基幹林道を南東に進み市道上立沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

14(1) 名称 奥州市衣川中部休猟区

(2) 区域 奥州市地内の一般県道衣川水沢線と市道長根外の沢線との交点を起点とし、起点から一般県道衣川水沢線を南に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み主要地方道栗駒衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道畦畑1号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み林道上衣川線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み市道下大森2号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道古戸大森線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道澗河線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み市道小安代線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道長根外の沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域から衣川中山銃猟禁止区域を除いた区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

15(1) 名称 一関市市野々休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道457号と一般県道本郷五串線との交点を起点とし、起点から国道457号を南西に進み岩手県と宮城県との境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み主要地方道栗駒衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道長倉線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道横道線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道平場結渡線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道萩荘外山線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み一般県道本郷五串線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

16(1) 名称 一関・平泉休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道342号と市道鬼吉豊科線との交点を起点とし、起点から国道342号を西に進み市道不動脇線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み主要地方道平泉巖美溪線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進みさらに北東に進み町道日向線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道髭石線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道戸河内線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道鈴懸線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道大沢線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み主要地方道平泉巖美溪線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み大田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み町道竹汀線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道小金沢線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み市道外山線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道宿外山線との交点に至り、同点から同市道を南に進み送電線との交点に至り、同点から同送電線を北西に進み市道鬼吉豊科線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

17(1) 名称 一関市大東町大馬場休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道343号と市道上堺ノ沢八幡前線との交点を起点とし、起点から国道343号を北に進み市道大原洪民線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道343号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み市道摺沢八幡前線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道上堺ノ沢八幡前線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

18(1) 名称 一関市大東町山口休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道343号と市道川原町線との交点を起点とし、起点から国道343号を東に進み一関市と陸前高田市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み室根高原県立自然公園の北側、西側区域の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに南西に進み一関市大東町と一関市千厩町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み主要地方道江刺室根線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み市道大久保横道線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに北西に進み主要地方道江刺室根線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み市道七切中央線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道七切矢ノ目線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道川原町線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

19(1) 名称 一関市東山町竹沢休猟区

(2) 区域 一関市地内の国道343号と一関市と奥州市の境界との交点を起点とし、起点から国道343号を南東に進み一般県道柴宿横沢線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み一般県道前沢東山線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み市道高金石ノ森線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道高金野土線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み一般県道前沢東山線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み一関市と奥州市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

20(1) 名称 一関市大森山休猟区

(2) 区域 一関市地内の主要地方道本吉室根線と岩手県と宮城県の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道本吉室根線を西に進みさらに北に進み市道峯有切線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道太田山線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに南東に進みさらに南西に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで

21(1) 名称 藤沢町上大籠休猟区

- (2) 区域 東磐井郡藤沢町地内の一般県道藤沢大籠線と町道中鈴根沢内線との交点を起点とし、起点から一般県道藤沢大籠線を北西に進み一般県道藤沢津谷川線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み町道栗沢1号線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み金越沢ダム左岸管理用道路との交点に至り、同点から同管理用道路を東に進み町道安道線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み一般県道藤沢津谷川線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み東磐井郡藤沢町と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み町道鈴ヶ沢2号線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南に進み町道鈴ヶ沢2号線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道鈴ヶ沢1号線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道中鈴根沢内線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで